

藤沢市教育委員会 6 月定例会議録

日 時 2020 年（令和 2 年）6 月 17 日（水）
午後 5 時 30 分
場 所 本庁舎 6 階 6－1 会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市八ヶ岳野外体験教室における使用許可の取消し及び臨時休館の再延長について）
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について
- 5 議事
 - (1) 議案第 13 号 藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
 - (2) 議案第 14 号 藤沢市社会教育委員の委嘱について
 - (3) 議案第 15 号 公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (4) 議案第 16 号 教育財産の用途廃止について
- 6 閉会

出席委員

1番 岩本將宏
2番 大津邦彦
3番 飯島広美
4番 木原明子
5番 市村杏奈

出席事務局職員

教育次長	須田泉	生涯学習部長	神原勇人
教育部長	松原保	生涯学習部参事	齋藤拓也
教育部参事	佐藤繁	教育指導課長	坪谷麻貴
学校施設課長	西山勝弘	生涯学習総務課主幹	井出祥子
生涯学習総務課課長補佐	田高敏也	学校施設課課長補佐	木下尊人
書記	鈴木憲二郎		

岩本教育長 定刻となりましたので、ただ今から、藤沢市教育委員会6月定例会を開会いたします。

本日は、前回と同様、新型コロナウイルス感染症対策として、窓からの換気が可能であるこの6-1会議室に会場を変更するとともに、参加者の人数を縮小し、座席間隔を確保した状態で開催しております。つきましては、会議時間の短縮にもご協力いただきたく、説明を簡潔にさせていただくなどのご配慮をよろしくお願いいたします。

また、案件に応じて職員の入れ替えや、換気・机上の消毒を含む休憩時間を適宜設けることといたします。なお、ご発言の際は、マスク着用及び着席のまま行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、2番：大津委員、5番：市村委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、本日の会議録に署名する委員は、2番：大津委員、5番：市村委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

続きまして、前回会議録の確認をいたします。何かありますか。
特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

続きまして、教育長報告を行います。
(1)「臨時代理の報告について」及び(2)「新型コロナウイルス感染症の対応について」、一括して報告を行います。

なお、その次の「議事」において、一つ目の議案として審議が予定されている「議案第13号 藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症対応の、様々な内容に関連した議案となっております。

そのため、この「教育長報告」と質疑を切り分けることが難しいことから、「教育長報告」の後、すぐに「議事」に入らせていただき、議案第13号の説明の後、「教育長報告」の分も含めて一括してご意見、ご質問をお受けすることといたします。

それでは、まず、「教育長報告」の内容につきまして、事務局及び生涯学習部からご説明いたします。

松原教育部長 それでは、まず、(1) の臨時代理の報告について、ご報告申し上げ、その後、(2) 新型コロナウイルス感染症の対応についてご報告いたします。

(1) 臨時代理の報告につきましては、教育委員会会議の議案として提出すべきところ、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理したものでございます。

このことから、同規則第3条第2項の規定により、教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日もご報告させていただくものでございます。

議案書3ページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市八ヶ岳野外体験教室における使用許可の取消し及び臨時休館の再延長について」でございます。藤沢市八ヶ岳野外体験教室におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、国からの緊急事態宣言の延長を受け、臨時休館期間を5月31日まで延長しておりました。その後、緊急事態宣言は解除となったものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げるという国の方針を踏まえ、5月26日付けで、臨時休館について、6月18日までさらに延長することを定めたものでございます。臨時代理書につきましては、1ページに記載のとおりでございます。

以上が、(1) 臨時代理の報告についてでございます。

続きまして、(2) 新型コロナウイルス感染症の対応についてご報告申し上げます。

5日20日に開催した教育委員会5月定例会以降の学校における対応についてでございます。

議案書の5ページをご覧ください。「1 藤沢市立学校の再開について」でございますが、現在、本市立学校におきましては、緊急事態宣言の解除に伴い、6月1日より、感染防止策を講じた上で、段階的に学校を再開しているところでございます。なお、段階的な再開にあたっては、できるだけ密な状態を作らないことなど、記載してございます考え方に基づき、実施しております。

具体的には、「(1) 段階的な再開について」に記載してございますスケジュールで、小・中・白浜養護学校それぞれで再開しているところでございます。

小学校におきましては、6月1日・2日の2日間の準備登校を経て、6月12日までクラスを2グループに分けての分散登校、続いて6月26日ま

で一斉登校での午前授業とし、6月29日から通常授業を予定しております。

中学校におきましては、5月の最終週における準備登校を経て、6月1日から12日までクラスを3グループに分けての分散登校、続いて、6月19日までクラスを2グループに分けての分散登校、その後、6月26日まで一斉登校での午前授業とし、6月29日から通常授業の開始を予定しております。

白浜養護学校におきましては、6月1日から26日まで2グループに分けて1週間ずつの分散登校とし、小・中学校と同様、6月29日から通常授業の開始を予定しております。

続きまして、6ページをご覧ください。

「(2) 給食について」でございます。小学校1年生は6月19日から、2年生から6年生は本日から開始しており、記載の期間における実施を予定しております。

中学校におきましては、弁当の持参日に合わせてデリバリー給食を実施いたしますが、各学年、6月29日から開始し、記載の期間における実施を予定しております。

白浜養護学校におきましても、各学年、記載の期間において実施を予定しているところでございます。

続きまして、「(3) 校庭開放について」でございます。小学校におきましては、学校再開までの5月22日から5月29日までの平日13時からの1時間半、学年ごとに利用日を指定して校庭開放を実施いたしました。児童の見守りは子ども青少年部と連携し、青少年指導員を中心に地域の皆様のご協力をいただきながら対応いたしました。

中学校におきましては、5月22日から5月29日までの準備登校期間に合わせて実施いたしました。

続きまして、「(4) 子どもの居場所について」でございます。小学校におきましては、学校が再開後も6月12日までは2グループに分けての分散登校となるため、記載の家庭状況にある児童を対象に、学校の体育館などを活用しながら居場所を開設いたしました。

児童の見守りにつきましては、こちらも子ども青少年部と連携し、青少年指導員を中心に地域の皆様のご協力をいただきながら対応を行いました。開設期間・時間につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。「(5) 給食(弁当持参)開始までの昼食の支援について」でございます。学校の再開に伴い、4月10から実施していた給食調理による持ち帰り用の軽食提供は、5月29日をも

って終了といたしました。6月以降につきましては、ひとり親家庭や生活に困っているなど食の支援が必要な家庭を対象に、米や飲料、レトルト食品等の食材を学校給食開始までの日数分、記載の期間において、配布いたしました。配布にあたっては、福祉健康部と連携し、社会福祉協議会の職員が直接自宅に配布するとともに、家庭における困りごとの解決や制度案内などの支援を実施いたしました。

続きまして、「2 夏季休業期間の短縮について」でございます。3月から5月末までの臨時休業、及び段階的な学校の再開により、実施できていない学習時間を確保する必要があることから、夏季休業期間の短縮を予定してございます。こちらにつきましては、後ほど議案としておりますので、その際に改めて説明をさせていただきます。

続きまして、「3 学習評価（通知票）について」でございます。小学校におきましては、学校再開後の学習の進捗状況を勘案し、従前どおり1学期末時点で学校評価を示すことが難しいことから、今年度は学習評価（通知票）の時期を10月末と3月末の2回とする予定でございます。

以上が教育部における新型コロナウイルス感染症の対応となりますが、今後の感染状況等によっては、学校における教育活動に再び弊害が生じることも十分に考えられることから、子どもたちの健康と安全の確保に加え、学びの保障に向けて、引き続き柔軟に対応してまいりたいと考えております。

神原生涯学習部長 続きまして、生涯学習部における新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、5月教育委員会定例会以降の対応状況についてご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。一覧表は現在休館・休止している施設を掲載しております。

1番から3番の4市民図書館及び11市民図書室については、6月1日より、休館中に予約をいただいた方への貸出及び返却業務のみ実施しております。7月1日を目途に閲覧室等の開放を実施できるように準備を進めているところでございます。

4番・5番の学校体育施設の開放事業については、7月1日からの再開に向けて準備を進めております。

その他の施設につきましては、資料記載のとおりでございます。

なお、一覧表に記載のない施設につきましては、6月15日以降、業種別ガイドラインを参考に、入場制限・利用人数制限・利用時間の短縮等の感染防止対策を実施した上で順次再開をしております。

主な施設といたしましては、公民館が6月16日から、屋外・屋内スポーツ施設が6月15日、屋内プールが6月17日から、浮世絵館・アートスペースは6月16日から再開をしております。その他の施設につきましても、すでに再開・一部再開もしくは再開へ向けて準備を進めている状況でございます。

以上が生涯学習部における新型コロナウイルス感染症の対応となります。

岩本教育長

「教育長報告」の説明が終わりましたが、先ほど申し上げたとおり、続けて「議事」に入らせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

議案第13号「藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事

議案13号「藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。議案書の9ページをお開きください。

この議案を提出いたしましたのは、新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市立学校の臨時休業に伴い、実施できていない学習時間を確保するため、夏季休業日に関する規定を整備する必要によるものでございます。

議案書10ページをご覧ください。藤沢市立学校の夏季休業日につきましては、藤沢市立学校の管理運営に関する規則第3条第2号におきまして、7月21日から8月31日までと定めております。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、4月7日から5月31日までの間、藤沢市立学校を臨時休業といたしましたが、このことに伴い、実施すべき学習時間数を別に確保する必要性が生じました。

これらを踏まえ、校長会と協議した結果、夏季休業日を短縮することで、実施すべき学習時間数を、確保するに至ったものでございます。

令和2年度における夏季休業日の具体的な日数につきましては、議案書11ページの、当該規則の一部を改正する規則をご覧ください。記載にございますように、各学年により日数が2パターンございます。

まず、小学1年生～5年生、中学1・2年生、特別支援学校小学部1年生～5年生及び中学部1・2年生につきましては、8月1日～8月23日までの3週間でございます。

次に、小学6年生、中学3年生、特別支援学校の小学部6年生、中学部3年生及び高等部につきましては、8月8日から8月23日までの2週間でございます。学年により違いがございますのは、小・中・特別支援

学校小学部・中学部の最高学年及び特別支援学校高等部におきましては、より多くの学習時間を確保する必要によるものでございます。

なお、夏季休業日の短縮につきましては、令和2年度に限ったことであるため、条文の改正は行わず、記載のとおり、「令和2年度における夏季休業日の特例」として、附則を追加することといたします。

また、議案書7ページには、先ほどご説明した夏季休業日を小・中・特別支援学校別に表記したのもございますので、併せてご参照いただければと存じます。

本規則改正の議案書につきましては、議案書9ページに記載のとおりでございます。

以上、議案13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。それでは、「教育長報告」及び「議案第13号」に対するご意見、ご質問につきまして、一括してお受けいたします。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

市村委員 八ヶ岳野外体験教室につきまして、延長が明日の6月18日までとなっていますが、それ以降は予定通り再開するという認識でよろしいでしょうか。

佐藤教育部参事 その通りです。6月19日から再開する予定です。

大津委員 一点確認いたします。特別支援学校ですが、市内には県立と市立の学校があると思いますが、このコロナの対応について、段階的な再開や夏季休業の期間について整合・調整は図っているのかをお聞かせください。

坪谷教育指導課長 県立の特別支援学校につきましては、県の教育委員会が定める県立学校の基準に沿って対応しています。市町村の教育委員会にも、参考とするよう同様の指針が県から示されていますが、全面的に沿うのではなく、本市の状況を鑑みて決定しております。

大津委員 内容は理解できました。県立の特別支援学校には、市内からも多くの子どもたちが通っていると思います。県立と市立とで学校の再開や夏休みの期間が異なってくると、市民の学びの違いに繋がってしまうのではないかと考えられますが、その点に関してはいかがでしょうか。

松原教育部長 ご指摘の通り、県立に通う子どもと市立の白浜養護学校に通う子どもでは、学校へ通う日数と時間数に違いが生じれば、子どもの学びの保障の部分について違いが生じてまいります。白浜養護学校の子どもの特性をよく理解しながら今回の休業期間の様子も踏まえて、学校再開

します。議案書の 12 ページをご覧ください。

今回、この議案を提出いたしましたのは、現在委嘱しています藤沢市社会教育委員の任期が、6月30日をもって満了となることに伴い、社会教育法第15条第2項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき、新たな委員の委嘱を行うためでございます。委員候補者につきましては、「藤沢市社会教育委員に関する条例第2条第1項」に基づき、15人で、選出区分につきましては、同条第2項に基づき、学校教育関係者から3人、社会教育関係者から5人、家庭教育の向上に資する活動を行う者から1人、学識経験のある者から6人を選出しております。また、新任・再任の内訳につきましては、新任6人、再任9人で、任期は2年でございます。

議案書につきましては、12ページから14ページに記載のとおりでございます。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第14号につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異義なし」の声)

それでは、議案第14号「藤沢市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷

続きまして、議案第15号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。

齋藤生涯学習部参事 議案第15号「公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。

今回、この議案を提出いたしましたのは、公民館運営審議会委員のうち、社会教育関係者1人に欠員が生じたことに伴い、社会教育法第30条第1項及び藤沢市公民館条例第4条の規定に基づき、補欠委員の委嘱を行うためでございます。

委員候補者につきましては、御所見公民館長から推薦された委員で、任期は前任者の残任期間となるものでございます。

議案書につきましては、15ページから16ページに記載のとおりでございます。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第 15 号につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異義なし」の声)

それでは、議案第 15 号「公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

それでは、ここで職員の入替えを行います。準備が整い次第、再開いたします。

午後 5 時 58 分 休憩

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

午後 5 時 59 分 再開

それでは、再開いたします。議案第 16 号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

西山学校施設課長

それでは、議案第 16 号教育財産の用途廃止についてご説明いたします。議案書の 17 ページをご覧ください。

この議案を提出しましたのは、六会中学校におきまして、昨年度、新屋内運動場棟が完成したことから、旧屋内運動場棟の建物等の解体工事を実施することに伴い、教育財産の用途を廃止する必要によるものでございます。内容といたしまして、建物及び工作物について、施設名称、構造、面積につきましては記載の通りで、図面番号は、19 ページの配置図に記載の番号でございます。

議案書につきましては、17 ページ及び 18 ページに記載の通りでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第 16 号につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異義なし」の声)

それでは、議案第 16 号「教育財産の用途廃止について」は、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定いたしました、審議する案件は、すべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思いますが、7月15日（水）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎3階 3-3会議室において開催ということで予定したいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、その拡大防止対策のため、会議開催方法の見直しなどの対応を適宜行うということで、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、繰り返しますと、次回の定例会は、7月15日（水）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎3階 3-3会議室において開催を予定し、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、適宜、対策を講じることといたします。

なお、令和3年度使用藤沢市教科用図書の採択については、7月31日に臨時会を開催し、審議を行う予定でございますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。この臨時会につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催方法を例年から変更せざるを得ない状況が見込まれます。現状、市の方針等により、会場収容人数の縮小が求められていることから、事務局職員や傍聴人数を縮小するなど、適宜対策を講じての開催を予定している状況でございます。決まり次第HP上でお知らせいたしますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上で、本日の審議の日程は、すべて終了いたしましたので、閉会といたします。

午後6時4分 閉会